

小郡市告示第25号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：乙隈区

区域：福岡県小郡市乙隈区内

主たる事務所の所在地：福岡県小郡市乙隈522番地3

(2) 不動産に関する事項

・土地の地目：①宅地 ②宅地 ③宅地 ④山林

・面積：①1584.57㎡ ②313.62㎡

③18.23㎡ ④2583.00㎡

・所在地：①福岡県小郡市乙隈字外古野522番3

②福岡県小郡市乙隈字外古野522番15

③福岡県小郡市乙隈字外古野523番2

④福岡県小郡市乙隈字外古野510番1

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称
別紙のとおり

(3) 公告期間：令和8年3月5日から令和8年6月4日まで

(4) 異議を述べる方法

小郡市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

令和8年3月5日

小郡市長 加地良光

